とっとり国保連 Times

2023 年
1 月号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】
〒680-0061　鳥取市立川町 6 丁目 176 番地　鳥取県東部庁舎 5 階
TEL：0857-20-3684（審査課）
H P：https://www.kokuho-tottori.or.jp　@torikokuhoren　Twitter 用 QR コードはこちら→

鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	増減点等通知書発送日	診療報酬等支払日		支払通知書発送予定日
		電子請求	紙請求	
2022 年 12 月	2 月 3 日（金）	2 月 20 日（月）	2 月 27 日（月）	【目安】支払日の 3 営業日前
2023 年 1 月	3 月 6 日（月）	3 月 20 日（月）	3 月 30 日（木）	

【出産育児一時金】

提出月	出産育児一時金支払日		支払通知書発送予定日
	正常分娩分	異常分娩分	
2023 年 1 月	2 月 6 日（月）	2 月 20 日（月）	【目安】支払日の 3 営業日前
2023 年 2 月	3 月 9 日（木）	3 月 20 日（月）	

※支払通知書は支払日の 3 営業日前を目安に発送予定ですが、前後する場合があります。

レセプト休日受付日等

請求年月	請求締切日	休日受付日【9:00～17:00】	（参考）支払基金休日受付日
2023 年　2 月	10 日（金）	―	―
3 月	10 日（金）	―	―

◎受付場所・・・鳥取県国民健康保険団体連合会　事務室（鳥取県東部庁舎 5 階）

国保連からのお願い～紙レセプトの編綴方法について～

紙レセプトで請求いただく際に、のり付けにより編綴されているレセプトが見受けられます。
紙レセプトは本会で受付する際に編綴を解いて画像スキャンをしているため、のり付けされたレセプトは紙の破損及びスキャナでの紙詰まりにつながります。
つきましては、**紙レセプトはのり付けではなく綴り紐やホチキス等による編綴にご協力いただきます様よろしくお願いします。**

※新型コロナウイルス感染リスク回避のため、なるべくオンライン請求システムまたは追跡可能な郵送等による請求をご検討ください。
※レセプトを郵送いただく場合は **10 日必着**でお願いいたします。
（普通郵便の配達日変更に伴い、10 日以降に到着したレセプトにつきましても可能な限り柔軟に対応いたします。）

【オンライン請求システムについて】
オンライン請求システムによる請求の受付時間は以下のとおりです。（土、日、祝日含む）
5～7 日⇒8:00～21:00　8～10 日⇒8:00～24:00
（不具合等によりシステムの開通時間が変更となる場合がありますので、オンライン請求システムのお知らせをご確認ください。）
※エラーが発生していないかご確認の上、請求確定ボタンを必ず押してください！

国保連からのおしらせ

★ 後期高齢者医療制度における 2 割負担レセプト請求時の注意点について

後期高齢者医療制度における窓口負担が 2 割へ変更となった方の外来レセプト請求において、請求誤りの多い事例をまとめました。レセプト請求の際は以下の事例を参考にご留意ください。

事例①：配慮措置適用

公費 28（28311504 または 28310506）と特別医療併用レセプトにおける保険一部負担金の誤り

特記事項
41 区カ

		請求	※決定	一部負担金額
療養の給付	保険	5,700 点	点	✕ 8,700 円 → ○ 9,550
	公費①	850 点	点	0

Point ▶ 保険単独分（5,700 点－850 点＝4,850 点）のみ配慮措置が適用される。
・患者負担＝（4,850 点×10－30,000 円）×10%＋6,000 円＝7,850 円
・公費 28 負担＝850 点×10×2 割＝1,700 円
よって、保険一部負担金記載は 7,850 円＋1,700 円＝9,550 円

事例②：配慮措置適用

鳥取県の特別医療（例：8131××××）併用レセプトにおける保険一部負担金の誤り

特記事項
41 区カ

		請求	※決定	一部負担金額
療養の給付	保険	7,020 点	点	✕ 14,040 円 → ○ 10,020
	公費①	7,020 点	点	1,000

Point ▶ 特別医療のみ併用部分（7,020 点）は配慮措置が適用される。
患者負担相当額＝（7,020 点×10－30,000 円）×10%＋6,000 円＝10,020 円
10,020 円の負担内訳
・特別医療負担額　10,020 円－1,000 円＝9,020 円
・患者負担額　1,000 円

～特記事項の記載に関する注意点～

①令和 4 年 10 月診療分から長期高額の該当有無に関わらず特記事項「02 長」の記載が必要となったのは、『外来分かつ特記事項「41 区カ」に該当する患者で特定疾病療養受療証を提示（または特定疾病受療証情報を提供）した患者』に限られます。**「42 区キ」や「30 区オ」等の方については、従来通りの取扱い**となりますのでご注意ください。

②**令和 4 年 10 月診療分以降の特記事項欄に、誤って「29 区エ」と「41 区カ」または「42 区キ」が併記されている**請求が見られます。診療年月に応じて、**いずれか一方のみ記載いただく様お願いします。**

★ 令和 5 年 4 月より、オンライン請求医療機関及び薬局におけるレセプトの返戻再請求がオンライン化されます。

厚生労働省保険局発出の通知（※）により、紙媒体のみで返戻されたレセプトを除き、**令和 5 年 4 月以降に行う返戻再請求がオンライン化**されます。

オンラインによる返戻再請求を導入されていないオンライン請求医療機関及び薬局の皆様においては、令和 5 年 4 月請求までに導入の準備をお願いいたします。

詳細は別添のチラシ「オンライン請求の保険医療機関・薬局の皆様へ」をご参照ください。

（※令和 4 年 9 月 30 日付保連発 0930 第 1 号：「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（周知依頼）」）

●レセプトの診療年月等に関わらず、令和 5 年 4 月以降に行う返戻再請求分が対象となります。

●紙または電子媒体による請求を行っている医療機関は対象外となります。
（紙媒体のみでレセプトが返戻されるため）

●本件に係る厚生労働省保険局の通知につきましては、オンライン請求システムの「お知らせ」に掲載されていますのでご参照ください。